

○ 財務省告示第 117 号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成 14 年財務省令第 68 号）第 4 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 15 日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 10 日

財務大臣 鈴木 俊一

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・5 年）（第 155 回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で 45,513,910,000 円
5	最低額面金額	10,000 円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和 6 年 3 月 15 日
8	発行価格	額面金額 100 円につき 100 円
9	利率	年 0.25%
10	初期利子	令和 6 年 9 月 15 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及

び第12号において規定する期日について同じ。))。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

- | | | |
|----|----------|---|
| 11 | 第2期以後の利子 | 毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。 |
| 12 | 償還期限 | 令和11年3月15日 |
| 13 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14 | 払込期日 | 令和6年3月15日 |
| 15 | 払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 16 | 中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和7年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和7年3月15日から令和7年9月15日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)
(2) 令和7年9月15日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$ |
| 17 | 中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条 |

の 4 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 障 害 者 扶 養 信 託 契 約 の 受 益 者 及 び 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 5 号) 第 3 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 相 続 税 法 第 21 条 の 4 第 1 項 に 規 定 す る 特 別 障 害 者 扶 養 信 託 契 約 の 受 益 者 を 含 む 。) が 、 死 亡 し た と き に は そ の 相 続 人 が 、 又 は そ の 居 住 す る 市 町 村 (特 別 区 を 含 み 、 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 19 第 1 項 の 指 定 都 市 に あ っ て は 、 当 該 市 又 は 当 該 市 の 区 若 し く は 総 合 区 と す る 。) の 区 域 に お い て 、 災 害 救 助 法 (昭 和 22 年 法 律 第 118 号) に よ る 救 助 の 行 わ れ る 災 害 が 発 生 し 、 当 該 災 害 に か か っ た と き に は 当 該 個 人 向 け 国 債 を 有 す る 者 が 、 令 和 7 年 3 月 15 日 前 で あ っ て も 、 当 該 個 人 向 け 国 債 の 中 途 換 金 を 請 求 す る こ と が で き る も の と し 、 そ の 買 取 金 額 は 、 次 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 と す る 。

(1) 令 和 6 年 9 月 15 日 か ら 令 和 7 年 3 月 15 日 前 ま で の 間 の 場 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初 期 利 子 に 相 当 す る 金 額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額)

(2) 令 和 6 年 9 月 15 日 前 の 場 合

額面金額 + 経過利子に相当
する金額 - 経過利子に相当
する金額

18 元利金支払 日本銀行
場所